



別紙様式第1号（第3関係）

令和3年4月1日

奈良市議会議長 三浦 教次 様

質問者 阪本 美知子



文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
機構改革について	<p>①今回の機構改革により、独立していた「男女共同参画課」を廃止して「共生社会推進課男女共同参画室」にする理由は何か。</p> <p>②「課」と「室」では、行政的にどのように権限の違いがあるのか。</p> <p>③共生社会推進課の事業の内容について。</p> <p>④国連のSDGsにおいても5番目に「ジェンダー平等の実現」が目標に挙げられている。これは、女性であるという理由により、いまだ教育や仕事、政治の場へのアクセスに差別があることを問題とし、性別による差別や不平等をなくしていこうとする動きである。ジェンダーギャップ指数120位の日本は、世界からも大変立ち遅れた国で</p>	市長



	<p>あり、今まさに国を挙げてジェンダー平等の実現に力を注がなくてはならないときである。</p> <p>このことから今回の機構改革は、時代の要請に逆行するものであり、ジェンダー平等の取り組みを後退させるものであると思料するが、その見解について。</p>	
--	--	--

受付日	3 年 4 月 / 日
送付日	3 年 4 月 / 日

